

令和2年4月28日

保護者の皆様

港区子ども家庭支援部

保育課長 山越恒慶

令和2年5月7日以降の保育園の運営について

日頃より区の保育行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

区では、令和2年4月7日に国の緊急事態宣言が行われたことを受け、新型コロナウイルス感染症の都内の感染者数が増加する中、感染の拡大防止に向けて、緊急事態宣言期間である令和2年5月6日まで、保護者の方が医療関係者の場合や警察、消防、公共交通機関に勤務する場合など、家庭での保育が難しい場合を除き、保育園等の登園の自粛をお願いしているところです。

区では、現在行っている自粛要請を令和2年5月10日（日）まで延長することとし、緊急事態宣言期間が延長された場合、その期間中は登園の自粛要請を継続いたします。

なお、国の緊急事態宣言期間が延長されなかった場合の運営につきましては、改めてお知らせいたします。

区では、令和2年6月30日までの間は、登園を自粛していただいた日数に応じて保育料及び給食費を日割りで還付することとしております。

引き続き、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※ 勤務先事業者様向けの要請文を港区ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてご活用ください。